

運転者毎の乗務記録の作成及び乗務記録の保存

事業用自動車の乗務について、運転者ごとに、次の事項について記録させ、その記録を1年間保存しなければならない。

- (1) 運転者名
- (2) 乗務した事業用自動車の自動車登録番号、事業者が定めた当該事業用自動車の車番又は車号
- (3) 乗務の開始、終了の地点及び日時、主な経過地点及び乗務した距離
- (4) 運転を交替した場合におけるその地点及びその交替日時
- (5) 休憩又は仮眠、睡眠をした場合におけるその地点及びその開始・終了の日時
- (6) 車両等の交通による人の死傷若しくは物の損壊が生じた事故又は自動車の転落、火災、踏切での衝突・接触、自動車の故障による運行不能等の事故が発生した場合にあってはその概要及び原因
- (7) 著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合にあってはその概要及び原因
- (8) 車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車である事業用自動車について、次に掲げる事項。
 - イ) 貨物の積載状況
 - ロ) 荷主の都合により集荷又は配達を行った地点（以下「集荷地点等」という。）で待機した場合にあっては、次に掲げる事項
 1. 集荷地点等
 2. 集荷地点等への到着の日時を指定された場合にあっては、当該日時
 3. 集荷地点等へ到着した日時
 4. 集荷地点等における荷積み又は荷卸しの開始及び終了の日時
 5. 集荷地点等で、貨物の荷造り、仕分その他の貨物自動車運送事業に付帯する業務（以下、「付帯業務」という。）を実施した場合にあっては、付帯業務の開始及び終了の日時
 6. 集荷地点等から出発した日時
- (9) 運行の途中において中間点呼が必要な乗務の指示を行った場合にあってはその内容

運行記録計の管理及び記録の保存

事業自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、その記録を1年間保存しなければならない。

- ①車両総重量が7トン以上又は最大積載量が4トン以上の普通自動車である事業用自動車
- ②当該事業用自動車に該当する被けん引自動車をけん引するけん引自動車である事業用自動車
- ③特別積合せ貨物運送に係る運行系統に配置する事業用自動車

車両番号	〇〇〇〇	10 トン車
------	------	-----------

乗務日報

平成〇〇年〇〇月××日 天気 晴れ

会社名

運転者氏名	〇〇 〇〇
-------	-------

乗務開始地	時刻	乗務終了地	時刻	勤務時間	時刻	乗務料
車庫	〇:〇	車庫	×:×	始業時刻	〇:〇〇	〇〇〇 km
メーター指数	〇〇〇〇〇	メーター指数	〇〇〇〇〇	終業時刻	×:××	

所長	印	統括	運行管理者	印	運行管理者	印	補助者	印
----	---	----	-------	---	-------	---	-----	---

荷主名	貨物				出発地	時刻	到着地	時刻	実車 km	空車 km	運賃		
	品名	数量	総重量	積載状況							基本料金	割増金	合計
〇〇〇	〇〇	〇〇	〇 トン	良	〇〇	〇:〇	〇〇	×:×	〇〇	〇〇	〇〇〇	〇〇	〇〇〇
			トン		メーター指数	〇〇〇〇〇	メーター指数	〇〇〇〇〇					
			トン		メーター指数		メーター指数						
			トン		メーター指数		メーター指数						
			トン		メーター指数		メーター指数						
			トン		メーター指数		メーター指数						
合計													

時間	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23																							計		合計		拘束時間	
	時間	分	時間	分	時間	分																							
乗務の開始・終了・運転交代の地点と経過地点	車庫 主な経過地点名 車庫																							8	0	9	0	10	0
労働時間																								1	0				
休憩・仮眠時間	11時指定 〇〇 11:30~12:00積込 休憩地点名																							1	0				
休憩・休息の地点名																													
カーフェリー																													
休息期間																													

事故、著しい運行の遅延 その他異常な状態と、 その概要・原因	なし	乗務途中において、運行指示が変更になった場合、 次の※印欄に年月日、場所、経路など必要指示伝 達事項及び指示した運行管理者名を記入すること。 ※
--------------------------------------	----	--

備考	
----	--

については、すべての車両必要項目
については、大型車の必要項目